

本会議並びに委員会において説明員を指名する際に用いる略称の追加について

議長並びに委員長は会議に際して説明員（執行部）の役職名を呼ぶが、会議の円滑な進行のため、職名が長く指名しづらい者の職名（以下記載分）について略称を用いることが出来ることとするもの。

また、説明員が発言を求める際に自身の役職名を呼ぶ際についても同様とする。
ただし、会議録には略称ではなく、正式な職名を記載する。

○略称を用いるもの

・漢字10文字前後で指名しづらいもの

職名	略称	備考
地域連携都市政策室長	地域連携室長	現行どおり
地域連携都市政策室事業担当主幹	地域連携室事業主幹	現行どおり
行財政改革推進課長	行革課長	現行どおり
経済施設等対策室主幹	経済施設等主幹	現行どおり
商工観光施設担当主幹	商工観光施設主幹	追加
体育施設再編整備室主幹	体育施設主幹	追加
学校施設整備推進室長(教育部長)	学校整備室長	現行どおり
学校施設整備推進室主幹	学校整備主幹	現行どおり
選挙管理委員会事務局長	選管事務局長	現行どおり